

古バビロニア時代のシッパルにおける ナディートゥムの財産処分権について

黒須 万貴子*

要 旨

古バビロニア時代のシッパルには、シャマシュのナディートゥムという「女性祭司」がいた。彼女達は、ナディートゥムとして神前に捧げられた段階でシッパルの都市神シャマシュに嫁いだとみなされ、父親から不動産を含む持参財を受け取った。ナディートゥムの財産相続と財産譲渡に関しては、ハンムラビ法典（以下、CHと略す）のいわゆるナディートゥム関連条項に言及が見られる。そのうち、CH§178によれば、彼女達が父親から贈られる持参財の *mala libbi ul mašû* 「完全な財産処分権を持たない」場合、彼女達に財産処分権は無く、彼女の死後、持参財は彼女の兄弟に相続された。一方、CH§179によれば、*mala libbi mašû* 「完全な財産処分権を持つ」場合、*warka abum ana šīntim ittalku warkassa ēma elīša īābu inaddin* 「父親の死後、彼女は彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」ことが出来た。

今回扱う文書13点は、古バビロニア時代のシッパルに由来する財産譲渡文書で、上記のフレーズのいずれかを含み、ナディートゥムの財産処分権を規定する文書である。本論文の目的は、ナディートゥムの財産譲渡文書における、*mala libbi mašû* 「完全な財産処分権を持つ」の用法と意味を明確にすることである。これらの文書を検討した結果、ナディートゥムの財産譲渡において、ナディートゥムが *mala libbi mašû* 「完全な財産処分権を持つ」場合、彼女は財産の運用、売却、相続人の決定が可能であったことが分かった。古バビロニア時代のシッパルにおいて、このような「完全な財産処分権」を持つナディートゥムが存在したことは、一族からナディートゥムを輩出しその生活を支えることが、当時の人々にとって、重要な社会的、宗教的意義を持っていた状況を反映している。

目 次

- I はじめに
- II ハンムラビ法典のナディートゥム関連条項
- III 先行研究
- IV 財産処分権を認める事例
- V 財産処分権を認めない事例
- VI おわりに

I はじめに

古バビロニア時代¹⁾(前2004-1595年)は、北部バビロニアを中心に個人による土地所有が一層拡大し、不動産の売買や賃貸契約を通して、私的な経済活動が盛んに行われた時代であった²⁾。こうした状況は北部バビロニアの都市の一つであるシッパルでも同様に観察される。現存するシッパルの行政・経済・裁判文書約9000点³⁾のうち、耕地、果樹園、家、銀、穀物類の売買・賃貸契約は1360点にのぼる⁴⁾。一般的に経済活動の担い手は男性

* くろす まきこ 文学研究科西洋史学専攻博士課程後期課程
2021年10月4日 査読審査終了

であったが、デ・グラーフによれば、バビロン第一王朝のシン・ムバリト（前1812-1793年）、ハンムラビ（前1792-1750年）、サムスイルナ（前1749-1712年）の治世にあたる約100年間には、かなり多くの女性達が不動産の賃貸契約、売買契約、銀の貸付といった経済活動を行っていたという⁵⁾。

これらの経済活動に関わった女性達の大部分は、ナディートゥムと呼ばれる「女性祭司」⁶⁾達であったと考えられている⁷⁾。彼女達の多くは、都市のエリート層出身で⁸⁾、時には他の都市の王女もナディートゥムに叙任された⁹⁾。史料の制約があり、彼女達の宗教的役割について分かっていることはあまり多くない¹⁰⁾。しかし、古バビロニア時代の文学テキスト「シン・イッディナムからウトウ神への手紙」において、ナディートゥムを含む女性祭司達が、「『野蛮』な文化には無い『シュメール』文化特有の存在とみなされている」¹¹⁾という事実は、一家からナディートゥムを輩出し、彼女達の生活を支えることに、当時の人々は特別な意義を見出していたことを示唆している。彼女達は神前に捧げられた段階でシッパルの都市神シャマシュに嫁いだとみなされ、父親から耕地や家、果樹園など様々な不動産を含む持参財¹²⁾を受け取った。ハンムラビ法典のナディートゥム関連条項は、彼女達が持参財として受け取った不動産について規定している。ハンムラビ法典によれば、彼女達が財産を他の人へ譲渡する場合、父親から持参財を受け取る際に「完全な財産処分権」を与えられたかどうかの問題になった。ナディートゥムの財産譲渡については、ドライバー&マイルズ¹³⁾やハリス¹⁴⁾、シュトル¹⁵⁾、スーマイヤー¹⁶⁾、デ・グラーフ¹⁷⁾が扱っているが、彼女達の財産譲渡を左右する「完全な財産処分権」に関しては十分に論じられていない状況にある。本論文の目的は、ナディートゥムの財産譲渡文書における、*mala libbi mašû*「完全な財産処分権を持つ」の用法と意味を明確にすることである。

本論文の検討の対象は、古バビロニア時代のシ

ッパルに由来する、ナディートゥムが遺言人または相続人として言及される13点の私的な財産譲渡文書である¹⁸⁾。これらの文書を検討する前に、まずⅡでハンムラビ法典のナディートゥム関連条項の概要を述べ、Ⅲで先行研究を整理したうえで、Ⅳでナディートゥムに財産処分権を認める事例6点、Ⅴでナディートゥムに財産処分権を認めない事例7点の検討を行う。最後にⅥで、ナディートゥムの「完全な財産処分権」の意味について考察する。

Ⅱ ハンムラビ法典のナディートゥム関連条項

ハンムラビ法典のナディートゥム関連条項¹⁹⁾のうち、§§178-182は彼女達の受け取る財産に関する規定である。これらの条項では、ナディートゥムだけでなく、ウグバブトゥム、セクレトゥム、カディシュトゥム、クルマシートゥムといった他の女性祭司も規定の対象に含まれる。従って、条項の中で言及される女性相続人（3人称女性単数の代名詞「彼女」）は、これらのどの女性祭司に対してもあてはまる。しかし、デ・グラーフが既に指摘したように、ナディートゥムは、ハンムラビ法典で言及されるいくつかの女性祭司の官職を総称する集合名詞として用いられた可能性が高く²⁰⁾、また、ハリスと中田が指摘したように、シッパルの史料で言及される女性は、名前の特徴に鑑みて、その多くがナディートゥムに関連の深い女性であった²¹⁾。これらの理由から、本論文では、「ナディートゥム」を女性祭司を包括的に示す用語として用いる。

CH§§178-179は、ナディートゥムが、父親の死後、彼女の持参財をどのように処分出来るか、または活用出来るかについて規定している。どちらの条項も、父親が娘（ナディートゥム）に持参財を贈る際に、その処分権について規定した文書を作成していることを前提とするが、CH§178は娘（ナディートゥム）が完全な処分権を与えられていない場合、他方、CH§179は娘（ナディートゥム）

が完全な処分権を与えられている場合を扱う。

日本語で「完全な処分権を持つ」²²⁾と訳される箇所は、アッカド語の *mala libbi mašû* という表現である。*mala libbi* は、前置詞 *mala* 「～と同程度の (as much as)、～の全て (everything that)」²³⁾に、名詞 *libbu* 「心」の属格 *libbi* が続いた形で、「心の全てに」と訳すことが出来る。CAD は動詞 *mašû* の G 語幹に「等しい (to be equal)、～出来る (to be able to)、～十分である (to be sufficient for)」という訳を付しており²⁴⁾、*mala libbi mašû* は「心の全てに等しい」と直訳することが可能である。*mala libbi mašû* は、CH§178 で *mala libbīša lā ušamšīši*、CH§179 で *mala libbīša uštamšīši* という形で表現される。この表現において、*mala libbi* に 3 人称単数女性形の接尾所有代名詞 *ša* が接尾し、「彼女の心の全てに」と訳せる。ここでは、動詞は *mašû* の使役形が用いられていて、Š 語幹過去 3 人称単数形 *ušamši* (CH§178)、あるいは Š 語幹完了 3 人称単数形 *uštamši* (CH§179) に、3 人称単数女性形の接尾代名詞対格の *ši* が接尾する。これらを直訳すると、CH§178 *mala libbīša lā ušamšīši* 「(父親が) 彼女をその心の全てに等しくさせなかった」、CH§179 *mala libbīša uštamšīši* 「(父親が) 彼女をその心の全てに等しくさせた」という意味になる。CAD は *mala libbi* が *mašû* と共に用いられた場合に「完全な決定権を持つ (to have full discretion)」「望むことを行うこと (to do what one wants)」という訳を付している²⁵⁾。財産に関係する「完全な決定権」とは、中田が既に訳しているように「完全な処分権」に他ならない²⁶⁾。従って、CH§178 *mala libbīša lā ušamšīši* は「(父親が彼女に) 完全な財産処分権を与えなかった」、CH§179 *mala libbīša uštamšīši* は「(父親が彼女に) 完全な財産処分権を与えた」と意識出来る。

さらに、CH§§178-179において、*mala libbi mašû* 「完全な財産処分権を持つ」という表現は、*warkassa ēma elīša ṭābu nadānu* 「彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」という表現と対で用いられる。

「彼女の遺産」に相当する語は、*warkatu* 「遺産」²⁷⁾に 3 人称女性単数形の接尾所有代名詞 *ša* が接尾した *warkassa* である。この場合の「彼女の遺産」とは、父親が与えた *šeriktu* 「持参財」²⁸⁾を指す。CH§178では、彼女の *šeriktu* 「持参財」に関して、*ina ṭuppiṣim ša ištrūšim warkassa ēma elīša ṭābu nadānam lā ištrūšimma* 「(父親が) 彼女のために作成した文書の中で、彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与えると書かなかった」²⁹⁾と、*mala libbīša lā ušamšīši* 「(父親が) 彼女に完全な財産処分権を与えていなかった」が併記されている。完全な財産処分権を持たない場合、ナディートゥムの持参財は、父親が死亡した後、兄弟たちが「取り」、彼らは彼女が生きている間、大麦、油、衣料といった生活必需品を彼女に定期的に与え、彼女の生活を保証しなければならなかった³⁰⁾。もし、この条件が満たされなかった場合のみ、彼女は *adi balṭat ikkal* 「生きている限り、(土地を) 食べる」こと、すなわち生前土地を運用し小作人に貸し出すことを許されたが³¹⁾、彼女が土地を売ることと相続人を決定することは禁じられており、持参財は彼女の死後、彼女の兄弟達に相続された。

CH§178の状況とは対照的に、CH§179では *ina ṭuppiṣim ša ištrūšim warkassa ēma elīša ṭābu nadānam ištrūšimma* 「彼女のために作成した文書の中で、彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与えると書いた」と、*mala libbīša uštamšīši* 「(父親が) 彼女に完全な財産処分権を与えた」が併記されている。完全な財産処分権を与えられたナディートゥムは、父親の死後、彼女は持参財を *warkassa ēma elīša ṭābu inaddin* 「彼女の意にかなう人に与える」ことが出来たと記されている。すなわち、女性相続人は持参財を自分の決めた人物へ譲渡する権利を有した。そして、通常であれば彼女の持参財の運用や相続に対して権利を主張出来る彼女の兄弟達でさえも、彼女の決定に異議を唱えることは出来なかった。すなわち、CH§§178-179から、ナディートゥムは、遺産を自分の意にかなう人に

与えることが出来ると文書に明記されることによって、持参財の完全な財産処分権を持つことが出来たと理解出来る。

なお、CH§§180-182によれば、彼女達の父親が持参財を贈らないまま死亡した場合、彼女達は「父の家」の財産を兄弟達と分割し、HALA/zittu「取り分」として受け取ることが出来た³²⁾。スーマイヤーは持参財として贈られた財産と HALA/zittu「取り分」として贈られた財産を比較し、これら2つの財産が内容的に同一のものであったと指摘している³³⁾ため、本論文でもこの説に従い、持参財と HALA/zittu「取り分」を区別せずに論じる。

Ⅲ 先行研究

Ⅱで述べたように、CH§§178-179によれば、ナディートゥムの財産譲渡文書に「彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」と文書に書かれることで、女性相続人は「完全な財産処分権を持つ」ことが許された。このように文書上の規定と「完全な財産処分権」は相関関係にあったと推測されるが、先行研究ではこの関係性が十分に認識されてこなかった。

ドライバー&マイルズやハリスは、それぞれハンムラビ法典あるいは古バビロニア時代のシッパルについて論じる過程で、CH§§178-179の「彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」という表現は、相続人を決める権利ではなく、彼女が生きている間土地を保有し、小作人に土地を貸し出す権利、すなわち土地を運用する権利を指したと解釈した³⁴⁾。しかし、後にシュトルやスーマイヤーが指摘したように、土地を運用する権利に言及する場合、*adi balḫat ikkal*「生きている限り、(土地を)食べる」あるいは *adi balḫat qāssa ukāl*「生きている限り、彼女の手が(彼女の土地を)持つ」という別の表現が用いられる³⁵⁾。従って、「彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」という表現が土地を運用する権利を表すという解釈は適切ではない。

シュトルは、古バビロニア時代の老後の世話に関する研究の一部としてナディートゥムの財産の運用について論じ、彼女達の自由な土地運用を禁じる場合に、いくつかのテキストで、*mala libbi ul maṣû*「完全な財産処分権を持たない」という表現が含まれることを指摘した³⁶⁾。しかし、「完全な財産処分権」に含まれる財産権の範囲については、彼の研究目的の範囲外であるため論じていない。

スーマイヤーは、シッパルの家族間の財産譲渡文書の研究の一環として、論文中で使用した全ての文書の要約を彼の博士論文のAppendix Cに付しており、いくつかの財産譲渡文書に「完全な財産処分権を持つ」や「彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」という文言が明記されたことを記録している。彼は、テキストに「完全な財産処分権」を持たないと書かれた場合、その記述のすぐ後に、シュトルが指摘した自由な土地運用の制限だけでなく、売却や相続人の決定といった、彼女達にどのような行為を禁じるのかがテキストに具体的に明記されていることに言及している³⁷⁾。しかし、彼は論文中でこれらの記述に関する彼の見解を述べていない。

デ・グラーフは、古バビロニア時代の女性の行為主体性(エージェンシー)について論じる過程で、ナディートゥムの財産譲渡に関する訴訟文書CT 47, 63を扱った。彼女は、女性相続人の「完全な財産処分権」は「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与える」と書かれた財産譲渡文書に由来すると主張し³⁸⁾、完全な財産処分権と文書の記載事項の関連性に注目した。彼女は、「彼女の完全な財産処分権」が女性遺言人の財産譲渡を法的に立証する証拠となりえたことを示し³⁹⁾、「完全な財産処分権」に自分が選んだ人へ財産を譲渡する権利が含まれたと理解している。しかし、彼女は同じ論文の前節で、前18世紀の女性達が男性に匹敵する程に不動産の賃貸契約、売買契約に関わったことを示している⁴⁰⁾ものの、「完全な財産処分権」が不動産の賃貸や売買契約といった女性の経済活動に

どのように関わったのかについて自身の見解を述べていない。

以上のように、ナディートゥムの財産処分権に関する先行研究において、「完全な財産処分権」とそれを保証する文書との関係性はこれまで十分に認識されてきたとはいえ、「完全な財産処分権」の意味について再検討する必要がある。以下IV章とV章では、ナディートゥムの財産処分権に関する記述を含む史料を取り上げ、彼女達の持つ「完全な財産処分権」について検討する。

IV 財産処分権を認める事例

本章では、*warkassa ēma eliša řābu nadānum*「彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」、あるいは、*mala libbīša mařū*「(彼女は)完全な財産処分権を持つ」に言及する財産譲渡文書6点を扱う。以下、遺言人をA、相続人をB、女性遺言人の死後に財産を相続する人物(後位相続人)⁴¹⁾をC、またAに相当する人物が複数いる場合は、A1、A2等と表記する。

1. CT 6, 42b/MHET 110⁴²⁾

- 遺言人A = 記載無し
- 相続人B = Rībam-iliの娘のEriřtum
- 後位相続人C(ケース) = 彼女(B)の意にかなう人：C(粘土板) = Amat-řamař(Bの姉妹)

CT 6, 42b/MHET 110は、シン・ムバットリの治世に年代づけられ、遺言人Aの名前は記載されていない。相続人Bは、HALA/*zittu*「取り分」として1ムシャル(約36m²)の家を受け取る。テキスト本体と、それを包む粘土板ケースが共に現存しているが、後位相続人Cに関する記述が異なっている。ケースには *a-pīl-lu-sā ařar eliša řābu inaddin*「彼女は彼女の遺産を彼女の意にかなう人に与える」(ケース11-12行)と書かれ⁴³⁾、ケースで指定される後位相続人Cは「彼女(B)の意にかなう人」だが、粘土板本体はBの姉妹を指定する(粘土板11行)。

2. BAP 7⁴⁴⁾

- 遺言人A1 = Ařqudum(Bの父)；A2 = Tarām-sagila(Bの母)
- 相続人B = Dulluqtum(Aの娘)
- 後位相続人C = 相続人Bの意にかなう人

BAP 7はハンムラビの治世39年に年代づけられるテキストで、遺言人A1とA2は、相続人Bへ1ムシャル(約36m²)の建屋と奴隷や様々な家財道具を譲渡する。譲渡される持参財にはA2のHALA/*zittu*「取り分」である建屋も含まれており、両親の財産と一緒にBへ譲渡されたことが示唆される。その財産が、Bの死後に、後位相続人Cに渡るということが、*ařar eliša řābu aplūssa inaddin*「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与える」(27行)という文言で表現されている。

3. CT 47, 58/58a⁴⁵⁾

- 遺言人A = řilli-Akřakの娘のAja-kuzub-mātim(B、Cとの家族関係不明)
- 相続人B = řamař-nāřirの娘のNiři-iniřu(Cの叔母)
- 後位相続人C = Amat-bēltim(Bの姪)

CT 47, 58/58aでは、サムスイルナ7年に、遺言人Aは相続人Bへ合計23 1/2イク(約1.66ha)の耕地と2/3ムシャル(約24m²)のガゲームの建屋、女奴隷1名を譲渡する。Bの死後、後位相続人Cがこれらの財産を相続する。文書は、粘土板ケースとその中に入れられていた粘土板文書の両方が残されているが、粘土板文書にのみ不動産の運用権が言及されている。粘土板文書には、*adi A bařat mimmuřa qāssa ukāl warki A qāti B ukāl*「Aが生きている限り、彼女(A)の(財産の)全てを彼女(A)の手が持ち、Aの死後、Bの手が持つ」(粘土板16-19行)と書かれ、遺言人Aが生きている間、Bに財産の運用権は無く、Aの死後にはじめて財産を運用出来た。また、粘土板のみCの財産処分権に関して言及があり、*mala libbīša imařři*「完全な財産処分権を持つ」(粘土板21行)と規定

している。しかし、*C ana B ul aḥāt abīya atti attāṣi ina mahṛīki ul uššab iqabbīma ina aplūtīša inassah*「CがBに、『あなたは私の叔母ではない。私は出て行って、あなたの前に住まない』と言うなら、彼女(C)は彼女(B)の相続権を失う」(粘土板22-24行、ケース18-24行)と規定されており⁴⁶⁾、CはBの家に「住ま」なければ財産処分権を失う可能性があった。スーマイヤーはこの箇所に関して、BがCを「見習い」ナディートゥムとして手ほどきするため⁴⁷⁾に、自分の家にCを住ませ、将来の財産譲渡と引き換えにCに自分を扶養させたと解釈している⁴⁸⁾。すなわち、このケースでは、CがBの扶養義務を怠った場合、Cは「完全な財産処分権」を保証された財産を相続することが出来なかった。

4. CT 47, 63/63a⁴⁹⁾

- 遺言人 A1 = Mannium (Bの父); 遺言人 A2 = Narāmtum (Bの叔母)
- 相続人 B = Bēlessunu (A1の娘)
- 後位相続人 C = Sin-ilum の娘の Amat-mamu (A、Bとの家族関係不明)

CT 47, 63/63aは、サムスイルナ14年に年代づけられる訴訟文書で、2世代のナディートゥムの財産譲渡を扱っている。まず、最初の世代(N1)で、遺言人A1とA2が相続人Bへ財産を譲渡し、次の世代(N2)で、BがCへ財産譲渡を行った。テキストはまず、N2で、遺言人Bが相続人Cへ、合計46イク(16.56 ha)の耕地と、1 1/3 ムシャル(約48m²)のガゲームの家、6 ムシャル(約216m²)の地所(É.KI.GÁL)、男奴隷2名と家財道具を譲渡したと述べる。*adi B balṭat mimmāša qāti C ukālma*「Bが生きている限り、彼女(B)の全てをCの手が持つ」(粘土板26-27行、ケース25'-26'行)と書かれ、Bの生前から、CはBの財産の財産を運用出来たと明記されている。さらに、CはBへ毎年6クル(約1800ℓ)の大麦、12マナ(約6kg)の衣服、2 パーン 4 スート(約160ℓ)の

油を与えて日々の生活を保証し、シヤマシュ神の6つの祭に供物用として2スート(約20ℓ)の粉と2塊の肉を供給した。さらにCはBの借金2/3マナ6シケル(約383g)の銀も肩代わりしている。

訴訟は、N2で譲渡されたBの耕地に関して、Bの姪達がCに対し権利を主張したことで起こった。シッパル当局はその訴えを受けて、N1で取り交わされた文書、すなわち、*ṭuppat nudunnī B ša abūša iddinūsim*「彼女の父親が彼女に与えたBの持参財の文書」(粘土板40-41行、ケース42'-43'行)と、*ṭuppat aplūt A2 aḥāt abīša ša aplūssa iddinūsimma mali libbiša mašiat*「彼女(A2)の遺産を彼女(B)に与え、彼女(B)に完全な財産処分権が与えられた彼女の父親の姉妹(A2)の文書」(粘土板41-43行、ケース44'-46'行)、および原告であるBの姪達の訴えが書かれた文書を調べた。その結果、当局は、原告が根拠なく権利を主張したと結論づけ、彼女達に罰を課し、今後権利を主張しないという内容の文書を作らせた。デ・グラーフは、この判決の拠る所を、「Bが完全な財産処分権を持つ」という文言にあったと解釈している⁵⁰⁾。すなわち、彼女の解釈に従えば、このテキストは女性が財産処分権を法的に有していたことを示すものである。

5. CT 47, 65/65a⁵¹⁾

- 遺言人 A = Sin-erībam の娘の Awāt-Aja (Bの叔母)
- 相続人 B = Palē-Adad の娘の Bēlessunu (Aの姪)
- 後位相続人 C = 相続人 B の意にかなう人

CT 47, 65/65aは、サムスイルナ25年のテキストで、遺言人Aから相続人Bへ、合計27イクの休耕地(A.ŠĀ KANKAL)と3 2/3 ムシャル(約132m²)のガゲームの家、1ブル(18イク、約6.5ha)の果樹園、女奴隷3名と何点かの家財道具が譲渡された。*adi A baltat mimmūša qāssa ukāl*「Aが生きている限り、彼女(A)の(財産の)全てを彼女(A)の手が持つ」(粘土板21-22行、ケ

表1 財産処分権を認める事例

No.	テキスト	規定の対象	彼女の意に かなう者に与える	完全な財産 処分権を持つ
IV. 1	CT 6, 42b/MHET 110	相続人	+	∅
IV. 2	BAP 7	相続人	+	∅
IV. 3	CT 47, 58/58a	後位相続人	∅	+
IV. 4	CT 47, 63/63a	遺言人	∅	+
IV. 5	CT 47, 65/65a	相続人	+	∅
IV. 6	CT 48, 29	相続人	+	∅

(注) + : 言及有り, ∅ : 言及無し。

ース20'-22'行)と書かれ、土地を運用する権利はAにあった。その一方で、Bは、AではないInbi-eršetimという名前のナディートゥムの扶養義務を負ったが、両者の家族関係は分からない。Bは *ašar eliša ṭābu aplūssa inaddin*「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与える」(粘土板28行、ケース28'-29'行)と明記されている。

6. CT 48, 29⁵²⁾

- 遺言人 A = AwilAmurru (B の父)
- 相続人 B = Ḫalijatun (A の娘)
- 後位相続人 C = Ili-imnanni (B の兄弟)

CT 48, 29は、アピル・シン1-13年に年代づけられるテキストで、遺言人Aは彼の娘である相続人Bへ9イク(約3.24ha)の耕地を与えている。相続人Bの兄弟である後位相続人Cは、Bの扶養義務を負っており、毎年2クル2パーン2スト(約740ℓ)の大麦と6カ(約6ℓ)の油、1シェケルの銀の価値に相当する衣料と、*piqittu*「祭りの供物」を与えると規定される。Cがこの規定に従わず、Bにこれらの品物を供給しない時、Bは *ašar eliša ṭābu aplūssa inaddin*「彼女の遺産を意にかなう人に与える」(21-22行)ことが出来た。

以上、財産処分権を認める事例に関して、規定の対象と使用された表現についてまとめると表1のようになる。テキスト6点のうち、財産譲渡を

相続人に認める事例が4点(IV. 1; IV. 2; IV. 5; IV. 6)、遺言人⁵³⁾に認める事例が1点(IV. 4)、後位相続人に認める事例が1点(IV. 3)あった。相続人に財産処分権が認められる場合、全てのケースで「彼女の意にかなう人に与える」という表現が使われるが、一方、遺言人(IV. 4)と後位相続人(IV. 3)の財産譲渡について言及する場合は、女性の財産権について「完全な財産処分権を持つ」という表現が使われる。相続人の財産処分権を規定する時に「彼女の意にかなう人に与える」という表現が使われる状況は、CHŠ179における、女性相続人の持参財の文書に「彼女の意にかなう人に与える」と書かれた結果、彼女が「完全な財産処分権」を与えられた状況と一致する。一方、遺言人や後位相続人に「完全な財産処分権」が保証された2つの事例も、彼女達が実際に財産を受け取る際に作成された文書で「彼女の意にかなう者に与える」と書かれることによって、彼女達の「完全な財産処分権」が保証されたのであろう。

V 財産処分権を認めない事例

本章は *mala libbiša ul mašû*「(彼女は)完全な財産処分権を持たない」に言及する、あるいは財産譲渡の禁止を具体的に明記する財産譲渡文書7点について論じる。以下、前章と同様に遺言人をA、相続人をB、後位相続人をCと表記する。

1. VS 9, 199⁵⁴⁾

- 遺言人 A1 = Šuhhutum (家族関係不明); 遺言人 A2 = Aḥātum (家族関係不明)
- 相続人 B = Aḥassunu (家族関係不明)

VS 9, 199は、アピル・シンからハンムラビの治世に年代づけられるテキストで、遺言人 A1 と A2 から、家族関係不明の相続人 B へ不動産を譲渡する。財産を列挙する箇所が欠けていて詳細は分からないが、家に関係する土地を扱っている。*ammala libbiša ul imaššīma bītam ašar šanī ul inaddin* 「B は完全な財産処分権を持たず、家を他の人に与えない」(6'-9'行)、続けて「B」*ukāl* 「B が (家を) 持つ」(9'-10'行) と明記されており、B は財産譲渡を禁じられたものの、家を運用する権利を保持していたことが分かる。また、*adi baltat Sīn-aḥam-iddinam* [...] 「(B が) 生きている限り、Sīn-aḥam-iddinam は…」(10'-11'行) と書かれ、B が家族関係不明の男性 Sīn-aḥam-iddinam によって、扶養されていたことも示唆されるが、テキストが破損しているため、この男性が後位相続人であったか確認出来ない。この事例で「完全な財産処分権を持たない」ことは、家の財産譲渡の禁止を意味していた。しかし、B が生前に財産を運用することは許されていた。

2. MHET 250⁵⁵⁾

- 遺言人 A = Sīn-rēmēni の娘の Mannaja (B、C との家族関係不明)
- 相続人 B = Imgur-Sīn の娘の Nīši-inīšu (C の娘)
- 後位相続人 C = Imgur-Sīn (B の父)

MHET 250は、ハンムラビ33年に年代づけられるテキストで、遺言人 A は相続人 B へ 6 イク (約 2.16ha) の耕地を遺贈する。後位相続人 C は B の父親である。*abūša irrišma* 「GÚ.UN」A.ŠÀ *inaddiššim* 「彼女の父は (耕地を) 耕し、耕地の収穫を彼女に与える」(16'-17'行) と書かれ、C は用益権を行使し「彼女」を養うと明記された。扶養された「彼女」が A、あるいは、B のどちらを指し

ているのか明白ではないが、シュトルは A が扶養されたと推測している⁵⁶⁾。このテキストには *mala libbiša ul imaššīma eqlēssa ana errēš libbiša ul inaddin* 「彼女 (B) は完全な財産処分権を持たず、耕地を彼女自身が選んだ小作人に与えない」(13-15行) と書かれている。シュトルは、「完全な財産処分権を持たないこと」は、この事例においては「耕地を彼女自身が選んだ小作人に与えないこと」を意味すると解釈している⁵⁷⁾。すなわち、完全な財産処分権には、耕地を小作人に貸し出す権利も含まれていたことが分かる。

3. CT 48, 33⁵⁸⁾

- 遺言人 A = Riš-Šamaš (B の父)
- 相続人 B = Narāmtum (A の娘)

CT 48, 33は、ハンムラビ34年に年代づけられるテキストで、遺言人 A から相続人 B へ、HA. LA 「取り分」として、奴隷や家財道具などの動産が譲渡されている。テキストの後半部分が破損しており、後位相続人が指定されたかどうかは分からない。また、テキストの上部にも欠損があり、どのような不動産が書かれていたか確認できないが、*amtam wardam ul ullal ana kaspim ul inaddin [eqlam a] na errēš libbiša [ul inaddi]in* 「彼女 (B) は奴隷を解放したり売ったりすることは出来ないし、彼女自身が選んだ小作人に [耕地を与え]る [ことも出来ない]」(16'-17'行) と明記されている。すなわち、「完全な財産処分権を持たない」という文言は文書に挿入されていないが、これら 2 つの禁止条項は、明らかにそれへの言及である。B は土地を小作人に貸し出すことに加えて、相続した奴隷の解放や売却も出来なかった。

4. Di 689⁵⁹⁾

- 遺言人 A = Iišu-ibbišu の娘の Amat-Šamaš (B の叔母)
- 相続人 B = Sīn-erībam の娘の Erišti-Šamaš (A の姪)

- ・後位相続人C=相続人Bの兄弟達

Di 689は、サムスイルナ1年に年代づけられるテキストで、遺言人Aから相続人Bへ、6イク(約2.16ha)の耕地、1/2ムシャル(約18m²)のガゲームの家、10ムシャル(約360m²)の果樹園が譲渡される。後位相続人Cに関しては、*ahhūša aplūša*「彼女の兄弟達は彼女の相続人である」(14行)と書かれ、Bの兄弟達が指定された。*adi A balqat eqlam kirām u bītam qāssāma ukāl*「Aが生きている限り、耕地、果樹園、および、家を彼女の手が持つ」(27-29行)と記されており、Aは生前自らの財産を運用する権利を持ち、Aが死亡した段階で、BがAの財産に関する権利を行使した。また、Bの財産譲渡について、*eqlam kirām u bītam gagīm B mala libbīša ul imaṣṣīma ana kaspim ul inaddin*「Bは耕地と果樹園、ガゲームの家に対し、完全な財産処分権を持たず、(土地を)売却出来ない」(15-18行)と書かれており、この事例では、「完全な財産処分権を持たない」ことは、土地の売却の禁止を表す。

5. Di 709⁶⁰⁾

- ・遺言人A=Ilšu-ibbišuの娘のAmat-Šamaš(Bの叔母)
- ・相続人B=Šin-erībamの娘のErišti-Šamaš(Aの姪)
- ・後位相続人C=相続人Bの兄弟

Di 709は、サムスイルナ9年に年代づけられるテキストで、遺言人Aから相続人Bへ6イク(約2.16ha)の耕地、そこにあるガゲームの家全て、10ムシャル(約360m²)の果樹園が譲渡された。このテキストは前項で扱ったDi 689の後に再作成されたテキストである⁶¹⁾。後位相続人Cに関して、Di 709では*ina ahhīša ša ipirūši u iplaḥūši apilša*「兄弟達の中で彼女を養い大切に扱う者が、彼女の相続人である」(24-25行)と修正され、実際にBの扶養義務を負う兄弟が後位相続人Cとなったことがうかがえる。また、Aの扶養義務に関する言

及はないが、*adi B balqat eqram kirām u bītam qassāma ukāl*「Bが生きている限り、耕地、果樹園、家を彼女の手が持つ」(16-18行)と明記されており、Di 689でAが保持していた土地の運用権をBへ譲渡していることが分かる。Bの財産譲渡に関しては、*mala libbīša ul imaṣṣīma aplūssa ana aḥim ul inaddin*「彼女(B)は完全な財産処分権を持たない、彼女の遺産を(C以外の)別の人に与えない」(26-28行)と記載されている。このテキストにおいて「完全な財産処分権を持たない」ことは、他人への財産譲渡の禁止を意味したが、土地を運用する権利はこれに含まれなかった。

6. CT 45, 34⁶²⁾

- ・遺言人A=Sin-tajarの娘のBēltani(Bの叔母)
- ・相続人B=Ikūn-pī-Sinの息子のMuḥaddum(Aの甥)

CT 45, 34は、サムスイルナ15年に年代づけられるテキストで、遺言人Aから相続人Bへ合計22イク(約7.92ha)の耕地、3ムシャル(約108m²)の家、女奴隷3名が譲渡された。Aは、*adi balqat mimmuša anniam qāssāma ukāl*「(Aが)生きている限り、彼女の(所有する)この全てを彼女の手が持つ」(粘土板17-18行)と書かれており、Aは生涯自分の財産を管理することが出来た。Bがどこからその費用を捻出したかについては述べられていないが、BはAの扶養義務を負っており、毎年6クル(約1800ℓ)の大麦、1スート2カ(約12ℓ)の油、10マナ(約5kg)の衣料を与えると規定されている。テキストはAの財産処分権について、*A mala libbīša ul imaṣṣi [...] eqlam [...] ana kaspim ul inaddin*「Aは完全な財産処分権を持たず、[……]耕地[……]を売却出来ない」(粘土版22-27行)と記している。Aは不動産を運用する権利を持ったが、財産の売却が出来なかったことがうかがえる。このケースでも「完全な財産処分権を持たない」ことは、耕地の売却禁止を意味するものの、土地の運用権の禁止は含まれていな

った。

7. CT 47, 67⁶³⁾

- 遺言人 A = 記載無し
- 相続人 B = Mannaši (C の姉妹)
- 後位相続人 C = Ipiq-Annunitum (B の兄弟)

CT 47, 67は、サムスイルナの治世に年代づけられるテキストで、シッパルとバビロン当局は相続人 B に 3 イク (約 1.08ha) の耕地と女奴隷を与える。B の兄弟である後位相続人 C は、B へ毎年 900 カ (約 900 l) の大麦と 6 マナ (約 3 kg) の銀、6 カ (約 6 l) の油を与える義務を負った。財産処分権に関して、シュトルはテキストの欠損部分を補い、*mala li[b]b[īša] ul ima[šši] eqlam amt[am ana kaspim] ul ina[ddin]* […] *šumman eqlāssa* 「*a*」[*na errēš*] *libbīš* [a…] 「(B は) 完全な財産処分権を [持たない]、耕地や女 [奴隷を売ら (または「貸し出さ」)] ない、もし彼女の耕地を [彼女自身が選んだ小作人に与えた] なら……」(ケース 11-17行) と訳し、C が用益権を行使して耕地を耕し、その収穫によって B を扶養したため、B が完全な財産処分権を持たず、奴隷を売却する権利や小作人に土地を運用する権利を持たなかったと解釈している。この事例で「完全な財産処分権を持たない」ことは、耕地や女奴隷を売却する権利だけでなく、土地を運用する権利を持たないことを

意味する。

「完全な財産処分権」を持たない場合に用いられる表現は、表 2 のようにまとめることが出来る。テキストには、*warkassa ēma elīša īābu ul nadānum* 「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与えない」という表現はどのテキストにもみられない一方で、*mala libbīša ul mašū* 「完全な財産処分権を持たない」という表現は 1 点 (V. 3) を除く全てのテキストで確認された。

また、テキストにはどのような行動を禁じるのかが具体的に書き加えられている (表 3)。7 点中 5 点で財産の売却に関する禁止規定が書かれているが、売却の禁止規定の書かれていない残りの 2 点 (V. 2; V. 3) は、より下位の財産権である運用権の禁止規定が書かれることで、売却に関する禁止規定が省略されたと推測されるため、7 点全てで財産の売却が禁止されたと考えられる。売却の禁止規定は、A *ana kaspim ul inaddin* 「(A は財産を) 売らない」(V. 4; V. 6) という表現で売却のみに言及する場合と、A *ašar šani/ahim ul inaddin* 「(A は財産を) 他/別の人に与えない」(V. 1; V. 5) という表現で財産の売却と譲渡の両方を禁じる場合があったが、相続人の決定に関する禁止規定が単独で言及される史料は 7 点全てでみられない。また、最も下位の財産権である運用が禁止さ

表 2 完全な財産処分権を持たない場合に使われる表現

No.	テキスト	彼女の意に かなう者に与えない	完全な財産 処分権を持たない
V. 1	VS 9, 199	∅	+
V. 2	MHET 250	∅	+
V. 3	CT 48, 33	∅	∅
V. 4	Di 689	∅	+
V. 5	Di 709	∅	+
V. 6	CT 45, 34	∅	+
V. 7	CT 47, 67	∅	+

(注) + : 言及有り, ∅ : 言及無し。

表3 完全な財産処分権を持たない場合に制限される財産権

No.	テキスト	運用権	売却権	相続人の決定権
V. 1	VS 9, 199	○	×	×
V. 2	MHET 250	×	∅	∅
V. 3	CT 48, 33	×	∅	∅
V. 4	Di 689	○	×	∅
V. 5	Di 709	○	×	×
V. 6	CT 45, 34	○	×	∅
V. 7	CT 47, 67	×	×	∅

(注) ○：許可、×：禁止、∅：文書中に規定無し。

表4 扶養者と被扶養者の関係

No.	テキスト	扶養者／被扶養者	後位相続人	扶養義務
V. 1	VS 9, 199	男性（家族関係不明）／女性相続人（家族関係不明）	∅	+
V. 2	MHET 250	後位相続人（女性相続人の父）／女性遺言人（家族関係不明）または女性相続人（後位相続人の娘）	+	+
V. 3	CT 48, 33	∅	∅	∅
V. 4	Di 689	∅	+	∅
V. 5	Di 709	後位相続人（相続人の兄弟）／女性相続人	+	+
V. 6	CT 45, 34	男性相続人（甥）／女性遺言人（叔母）	∅	+
V. 7	CT 47, 67	後位相続人（相続人の兄弟）／女性相続人	+	+

(注) +：言及有り、∅：言及無し。

れた場合、女性遺言人または女性相続人の扶養義務が規定される（V. 2; V. 7）か、扶養規定が書かれたものの該当箇所が欠損したと考えられる（V. 3、表4参照）。このように「完全な財産処分権を持たない」と文書に明記された場合、財産の運用、売却、相続人の決定は原則として禁じられたものの、何らかの理由で彼女達が生計を立てることが困難である場合、財産の運用権のみ交渉の余地があったと考えられる。この状況とは対照的に、女性が「完全な財産処分権を持つ」場合には、財産の運用、売却、相続人の決定をすることが可能であったらう。

表4は扶養者と被扶養者の関係をまとめている。7点のテキストのうち、5点（V. 1; V. 2; V. 5; V. 6; V. 7）がナディートゥムを扶養する義務に言及

している。後位相続人の男性が女性遺言人あるいは女性相続人を養っている3点（V. 2; V. 5; V. 7）のうち、兄弟が姉妹を養う事例（V. 5; V. 7）と、相続人の父親が遺言人を養う事例（V. 2）があった。また1点は、甥である相続人が叔母である女性遺言人を養う事例（V. 6）であった。残り1点は女性相続人と関係性が分からない男性が扶養義務を負っている（V. 1）。ナディートゥムを扶養する義務の規定が無い、残り2点のうち、1点（V. 4）は男性による扶養義務が追記され、作り直されている（V. 5）。残り1点（V. 3）は、破損が大きいため詳細は確認できないものの、財産権の制限について言及した直後に1行分の欠損があり、後位相続人によるナディートゥムの扶養義務に言及するスペースであったと推測される。このよう

に、女性による財産譲渡が禁じられ、(後位)相続人が女性を養うという状況は、CH§178の「完全な財産処分権を持たない」女性相続人の状況を想起させる。

VI おわりに

本論文では、女性の財産処分権に言及する13点の史料の検討を通じて、ナディートゥムの財産譲渡文書における *mala libbi mašû* 「完全な財産処分権を持つ」の用法と意味について考察した。

女性に財産処分権を認める場合、規定の対象が女性相続人である場合に限り、「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与える」という表現が使われた。一方で、遺言人や後位相続人の財産処分権について「完全な財産処分権を持つ」と表現されることは、彼女達が実際に財産を受け取る際に、文書に「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与える」と書かれることで、「完全な財産処分権」を持ったことを示唆する。この状況は、父親から受け取った文書に「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与える」と書かれることで、女性が「完全な財産処分権を持つ」という CH§179の記述と一致する。

女性に財産譲渡を認めない場合、「彼女の意にかなう人に彼女の遺産を与えない」という表現は見られず、殆どの文書で「完全な財産処分権を持たない」と書かれた。「完全な財産処分権」を持たないという記述の後に、彼女にどのような活動を禁じるのかが具体的に明記されており、禁止された活動は財産の運用、売却、相続人の決定であった。また、財産譲渡を認めない事例は、後位相続人の指定と女性の扶養義務に関係しており、CH§178で女性の土地運用、売却、相続人の決定を禁じると同時に、後位相続人が相続人を扶養した状況を想起させる。

以上のように、ナディートゥムの財産譲渡における「完全な財産処分権」は、財産の運用、売却、相続人の指定といった、いくつかの権利を包含することが分かった。持参財の「完全な財産処分権」

を与えられたナディートゥムが存在したという事実は、古バビロニア時代のシッパルには、財産の運用と売却、相続人の決定が可能な女性が存在していたことを意味する。一般的に、経済面における女性の行為主体性(エージェンシー)が非常に限られていたと考えられている社会にあって、このような女性が存在したという事実は、一族からナディートゥムを輩出し、家族のために日々宗教活動を行う彼女達の生活を保証することが、当時の人々にとって、重要な宗教的、社会的意義を持っていたことを反映しているだろう。

付記 本論文は、令和2年度に中央大学文学研究科に提出した修士論文の一部を抜粋し、加筆、修正したものである。本論文の執筆にあたって、ナディートゥムに関する研究成果をまとめた貴重なデータベースを提供いただき、研究の方向性に関して有益な助言をくださった中央大学の中田一郎名誉教授に心より感謝申し上げる。

注

- 1) 本論文の絶対年代は、中田一郎『ハンムラビ王：法典の制定者』山川出版社、2014年、3ページに従い、中年代説を採用する。
- 2) Stol, M., "Die Familie," (Teil 3, Kap. 6) in *Mesopotamien: Die altbabylonische Zeit*, D. Charpin, D. O. Edzard, and M. Stol, Orbis Biblicus et Orientalis 160/4, Friburg, Academic Press/Göttingen, Vandenhoeck & Ruprecht, 2004, pp. 844-847 参照。
- 3) De Graef, K. "Puppets on a String? On Female Agency in Old Babylonian Economy," in *Studying Gender in the Ancient Near East*, S. Svärd and A. Garcia-Ventura eds., University Park, Pennsylvania, Eisenbrauns-Penn State University Press, pp. 134-135 参照。(以下、De Graef, *Puppets* と略す。)
- 4) Suumeijer, G., *Property Transfer within the Family in Old Babylonian Sippar*, Ph.D. Diss., Ghent University, 2014, p. 8 参照。(以下、この博士論文の本編に言及する際には略号として *Property Transfer* を、補遺 (Appendices) に言及する際には *Property*

Transfer Apps. を使用する)。

- 5) De Graef, *Puppets*, pp. 134-138.
- 6) ブリシュは、ザラベルガーとヴィエの「厳密に宗教的な任務を果たしている人々に限って『祭司』と呼ばれるべきで、神殿で他の仕事、例えばビール醸造やパン焼き、中庭掃除などに従事し、儀式に直接かかわらない人々はその呼称で呼ばれるべきではない」という説に同意しながらも、祭司と神殿の他の人員を区別することは難しく、恣意的になりがちであると述べ、よりふさわしい用語が必要であることは認めるものの、神殿で準備され執り行われる宗教祭儀に関わる人々に『祭司』という用語を当てる (N. ブリシュ「古バビロニア時代ニップールにおけるエレシュディンギル女性祭司」『中央大学文学部紀要史学』第65巻, 2020年, 唐橋文訳, 47ページ)。本論文もブリシュに従い、宗教祭儀に関わる官職を持つ女性達を「女性祭司」と呼ぶ。
- 7) シッパルでは、官職が明記されていなかったとしても、それらの女性の名前の特徴から判断して、彼女達の大部分がナディートゥムであったと推測されている。Harris, R., "The *Nadītū* Women," in *Studies Presented to A. Leo Oppenheim, June 7, 1964*, eds., R. D. Biggs and J. A. Brinkman, Chicago, IL, The University of Chicago Press, 1964, pp. 126-128. (以下、Harris, *Nadītū* Women と略す。); Nakata, I., "Nadītum-Women Reflected in the Bequest Documents from Old Babylonian Sippar", *Bulletin of the Ancient Orient Museum*, Vol. 35, 2016, p. 4 note 5 参照。
- 8) ナディートゥムの父親が就いていた官職に関しては、ハリスやレンガーが詳しく論じている。Harris, *Nadītū* Women, pp. 123-124; Renger, J., "Untersuchungen zum Priestertum in der altbabylonischen Zeit: 1. Teil", *Zeitschrift für Assyriologie und Vorderasiatisches Archäologie*, vol. 58, 1967, pp. 150-152; Harris, R., *Ancient Sippar: A Demographic Study of an Old Babylonian City (1894-1595 B.C.)*, Leiden, Nederlands Instituut voor het Nabije Oosten, 1975, pp. 306-307 参照。(以下、Harris, *Ancient Sippar* と略す。)
- 9) Jeyes, U., "The naditu women of Sippar," in *Images of Women in Antiquity*, eds., A. Cameron and A. Kuhrt, London, Routledge, 1983, pp. 262-263 参照。
- 10) ナディートゥムの宗教的役割については、レンガーやシュトルが詳しく論じている。Renger, op. cit., pp. 155-156; Stol, M., *Women in Ancient Near East*, Boston and Berlin, De Gruyter, 2016, pp. 587-600 参照。
- 11) ブリシュ, 上掲論文, 54ページ。「シン・イッディナムからウトゥへの手紙」では、24行に "šimaški-e ki diğir-re-e-ne-ke4 nu-gig lukur nu-mu-da-il2-e" 「シマシュキの人々は nu-gig (アッカド語のカディシュトゥムに相当) も lukur (アッカド語のナディートゥムに相当) も神々の場所に就けなかった」と書かれている。「シン・イッディナムからウトゥへの手紙」の該当箇所は、ETCSL (The Electronic Text Corpus of Sumerian Literature) を参照した (ETCSL 3.2.05 "Letter from Sin-iddinam to the god Utu", <https://etcsl.orinst.ox.ac.uk/cgi-bin/etcsl.cgi?text=c.3.2.05&display=Crit&charenc=gcirc#>, Accessed 6 July, 2021)。
- 12) 持参財とは、結婚の際に父親から花嫁に贈られ、花婿の家あるいは義父の家に持参された財産である。通常、女性は持参財の所有権を保持したが、実際の管理は花婿あるいは花婿の父親に委ねられた。女性の死後、持参財は彼女の子供達が相続することが出来たが、子供がいなかった場合、持参財は実家の父の家に帰されるべきものであった (中田一郎『ハンムラビ「法典」第2版, リトン, 2002年, 128-129ページ)。
- 13) Driver, G.R. and Miles, J.C., *The Babylonian laws*, Oxford, Clarendon, 1955. (以下、Driver and Miles, *The Babylonian laws* と訳す。)
- 14) Harris, *Ancient Sippar*.
- 15) Stol, M., "The Care of Elderly the Elderly in Mesopotamia in the Old Babylonian Period," in *The Care of Elderly the Elderly in the Ancient Near East*, eds., M. Stol and S. Vleeming, Leiden, Brill, 1998. (以下、Stol, *Care of Elderly* と略す。)
- 16) Suumeijer, *Property Transfer*.
- 17) De Graef, *Puppets*.
- 18) 本論文で使用する史料の出典と略号は以下の通り。また、本論文の翻字は Suumeijer, *Property Transfer Apps.* (Appendix B) を参照した。
BAP 7 Meissner, B., *Beiträge zum altbabylonischen Privatrecht*, Leipzig, J.C. Hinrichs'sche Buchhandlung, 1893.
CT 6 Pinches, Th. G., *Cuneiform Texts from*

Babylonian Tablets in the British Museum, Part VI, London, The Trustees of the British Museum, 1898.

- CT 45 Pinches, Th. G., *Cuneiform Texts from Babylonian Tablets in the British Museum*, Part XLV: *Old-Babylonian Business Documents*, London, The Trustees of the British Museum, 1964.
- CT 47 Figulla, H. H., *Cuneiform Texts from Babylonian Tablets in the British Museum*, Part XLVII: *Old Babylonian Nadītu Records*, London, The Trustees of the British Museum, 1967.
- CT 48 Finkelstein, J. J., *Cuneiform Texts from Babylonian Tablets in the British Museum*, Part XLVIII: *Old Babylonian Legal Documents*, London, The Trustees of the British Museum, 1968.
- Di Suumeijer, G., *Property Transfer Apps. B*, pp.213-321.
- MHET Dekiere, L., *Old Babylonian Real Estate Documents from Sippar in the British Museum*, Mesopotamian History and Environment, Series III, Texts II, Parts 1-6, Ghent, University of Ghent, 1994.
- VS 9 Ungnad, A. *Vorderasiatische Schriftdenkmäler der Königlichen Museen zu Berlin*, Heft IX, Leipzig, J.C. Hinrichs'sche Buchhandlung, 1909.
- また、ウエストブルックは完全な財産処分権について書かれた私的な財産譲渡文書として、CT 47, 83 を挙げている (Westbrook, R., *Old babylonian marriage law*, Archiv für Orientforschung, Beiheft 23, Horn, Verlag Ferdinand Berger & Söhne, 1988, p.121)。しかし彼が該当箇所として指摘している CT 47, 83 の 27' 行は欠損が多く、どのような財産譲渡の状況を指しているのか判断できないため、本論文ではこの史料について論じない。
- 19) ハンムラビ法典のいわゆる「ナディートゥム関連条項」は、一般に、§40 (ナディートゥムのイルクム義務)、§109 (ナディートゥムと居酒屋)、§§144-146 (ナディートゥムの結婚)、§§178-182 (ナディートゥムの財産) を指す。
- 20) De Graef, K., "In Taberna Quando Sumus: On

Taverns, Nadītum Women, and Gagūm in Old Babylonian Sippar," in *Gender and Methodology in the Ancient Near East*, Barcino Monographica Orientalia 10, eds., S. L. Budin *et al.*, Barcelona, University of Barcelona, 2018, p.78参照。

- 21) 注7) 参照。
- 22) 中田『ハンムラビ「法典」』, 51-52ページ。また Roth, M., *Law Collections from Mesopotamia and Asia Minor*, 2nd ed., Atlanta, Scholars Press, 1997, p.117 も参照。(以下、Roth, *Law Collections from Mesopotamia* と訳す。)
- 23) 本論文でアッカド語の語句の英訳を示す場合には、*The Assyrian Dictionary of the University of Chicago*, Chicago, The Oriental Institute, 1956-2010 に拠る。(以下、CAD と略す。)前置詞 *mala* に関しては CAD M/1, pp.147b-149参照。
- 24) *Ibid.*, p.344b.
- 25) *Ibid.*, p.347b.
- 26) 中田『ハンムラビ「法典」』, 51-52ページ。
- 27) CAD A/2, p.277a (*arkatu* mng. 3) 参照。
- 28) *šeriktu* は「ハンムラビ法典以外では贈り物一般を指し、持参財を意味する用語はむしろ *nudunnū* という名詞である」(中田『ハンムラビ「法典」』, 128ページ)が、本論文ではハンムラビ法典に関わる持参財を扱うため、*šeriktu* の訳語として「持参財」を使用する。
- 29) 本論文では、「彼女の意にかなう人に与える」という表現を文書に「書く」か「書かない」かが重要であるため、強調のために下線を付した。
- 30) CH§§178-179の要約は、ロスと中田の解釈を参考にした。中田『ハンムラビ「法典」』, 51-52ページ。Roth, *Law Collections from Mesopotamia*, pp.117-118.
- 31) シュトルは、土地の用益権 (*usufruct*) は *qāssāma ukāl* 「彼女の手が保つ」と *ikkal* 「彼女が食べる」という二種類の表現で表され、耕地や果樹園といった不動産を利用する権利だけでなく、奴隷を使役する権利を指したと解釈しており、スーマイヤーもこの説に従う (Stol, *Care of Elderly*, pp.104-108; Suumeijer, *Property Transfer*, pp.384, 403)。しかし、一般に「用益権」は他人の所有地を運用する権利を指すため、文脈によっては、ナディートゥムが自分の土地を運用する際の訳として適切ではない場合がある。一方、中田はハンムラビ法典の *ikkal* に「用益

- 権を保持する」という訳をあてず「保有する」と訳す(中田『ハンムラビ「法典」』, 51ページ参照)。本論文では、これらの説をふまえ、*qāssāma ukāl* と *ikkal* に「(土地を) 運用する」という意識をあてる。
- 32) 中田『ハンムラビ「法典」』52-53ページ; Roth, *op. cit.*, p. 118.
- 33) Suumeijer, *Property Transfer*, p. 413.
- 34) Driver, and Miles, *The Babylonian laws*, pp. 376-377; Harris, *Ancient Sippar*, pp. 368-369.
- 35) Stol, *Care of Elderly*, pp. 104-108; Suumeijer, *Property Transfer*, pp. 384, 403.
- 36) Stol, *op. cit.*, pp. 108-109.
- 37) Suumeijer, *Property Transfer Apps.*, pp. 505-792 (Appendix C).
- 38) De Graef, *Puppets*, p. 144.
- 39) *Ibid.*, pp. 142-145.
- 40) 注 5) 参照。
- 41) シュトルヤスーマイヤーは、相続人の死後に遺産を相続する人物を *Nacherbe* 「後位相続人」と訳しており (Stol, *Care of Elderly*, p. 101; Suumeijer, *Property Transfer*, pp. 501-519)、本論文もそれに従う。
- 42) Suumeijer, *Property Transfer Apps.*, pp. 120-122, 527.
- 43) スーマイヤーは、*a-pil-lu-sà* を *aplūssa* 「彼女の遺産」の書き間違いと解釈しており、本論文もそれに従う。書記は、粘土板ケースを本体と同じ *apiltāša Amat-Šamaš NIN.NI* 「彼女の女子相続人はアマト・シャマシュである」と書こうとして、途中で思い違いに気づいたものの *pil* の文字を修正しなかったという。Suumeijer, *Property Transfer*, p. 367参照。
- 44) Suumeijer, *Property Transfer Apps.*, pp. 27-28, 715-716.
- 45) *Ibid.*, pp. 186-188, 772-773.
- 46) *C ana B ul aḫāt abiya atti* 「あなたは私の叔母ではない」という表現は、粘土板ケースのみ記される。
- 47) ナディートゥムからナディートゥムへの財産譲渡の際に、しばしば人工的な「母娘」関係が結ばれたことに関する先行研究は、Suumeijer, *Property Transfer*, pp. 459-463にまとめられている。スーマイヤーは、これらの「母娘」関係が結ばれた場合、いわば親方と徒弟のように、年長のナディートゥムが年少者に手ほどきする関係性を示したという立場をとる (*Ibid.*, pp. 463)。デ・グラーフもこの説に従う (De Graef, *Puppets*, p. 90)。
- 48) Suumeijer, *Property Transfer*, p. 462. また同論文 Appendix E における CT 47, 58のページも参照。
- 49) Suumeijer, *Property Transfer Apps.* pp. 189-193, 781-783; De Graef, *Puppets*, pp. 142-145.
- 50) De Graef, *Puppets*, p. 144.
- 51) Suumeijer, *Property Transfer Apps.*, pp. 196-199, 790-791.
- 52) *Ibid.*, pp. 204-205, 607-608.
- 53) CT 47, 63/63a における N 2 の女性遺言人は、N 1 で女性相続人でもある。しかし、テキストは N 2 の段階で発生した訴訟を扱っているため、この「完全な財産処分権を持つ」女性を遺言人として扱う。
- 54) Suumeijer, *Property Transfer Apps.*, pp. 496, 704.
- 55) *Ibid.*, pp. 378-379, 762.
- 56) Stol, *Care of Elderly*, p. 102 note 182.
- 57) *Ibid.*, pp. 108-109.
- 58) Suumeijer, *Property Transfer Apps.*, pp. 206, 623.
- 59) *Ibid.*, pp. 217-218, 727-728.
- 60) *Ibid.*, pp. 223-225, 777-778.
- 61) Suumeijer, *Property Transfer*, pp. 303-308.
- 62) Suumeijer, *Property Transfer Apps.*, pp. 165-167, 784.
- 63) Stol, *Care of Elderly*, pp. 105-106, 108.